

公立大学法人福島県立医科大学

年 度 計 画

《平成 20 年度》



平成 20 年 3 月 26 日

福島県立医科大学

目 次

第1	大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	
1	教育に関する目標を達成するための措置	1
2	研究に関する目標を達成するための措置	9
3	地域貢献に関する目標を達成するための措置	11
4	国際交流に関する目標を達成するための措置	13
5	大学附属病院に関する目標を達成するための措置	14
第2	業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	
1	運営体制の改善に関する目標を達成するための措置	19
2	教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置	20
3	教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置	21
4	事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置	23
第3	財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置	
1	外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置	24
2	経費の節減に関する目標を達成するための措置	25
3	資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置	26
第4	教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する目標を達成するためにとるべき措置	27
第5	教育及び研究並びに組織及び運営の状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置	28
第6	その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置	
1	施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置	29
2	健康管理・安全管理に関する目標を達成するための措置	30
第7	その他の記載事項	31
別	紙： 予算、収支計画及び資金計画	32
別	表： 収容定員	35
参考資料：	年度計画における用語の説明	36

※ 本文中の項目名・番号・記号は中期計画に対応しているため、一部が欠番となっている。

第1 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

ア 学士課程の教育の成果に関する目標を達成するための具体的方策

(ア)

平成21年度のカリキュラム改正に伴い現行カリキュラムの見直しを行う。

(イ)-1

- a 生命の尊厳や人権について深く理解する能力を育成するため、「生命倫理」、「心理学」、「医学概論」、「看護学の基本」、「医療と法」などの教育を実施する。
- b 慰霊祭など人権に関する行事への参加を促すとともに人権問題、公害問題などについての学習を充実する。

(イ)-2

- a 「医・看護の倫理」、「医師・看護師の使命」に関する講義を行う。
- b 「早期ポリクリ (policlinic: 実際に患者を診察し、診断と治療方針を自ら考える実習)」、「医学セミナー」、「臨地実習」を実施する。

(ウ)-1

- a 英語の実用的コミュニケーション能力を高めるための授業を展開する
- b 国際的なコミュニケーションの能力を育成する授業を実施する。

(ウ)-4 (医学部)

医療現場におけるコミュニケーション能力を育成するカリキュラム、方策を検討する。

(ウ)-5 (ウ)-6 (ウ)-7(看護学部)

- a カリキュラムの改正にあわせて学生参加型の教育方法を拡大する。
- b 臨地実習施設との教育会議を年1回以上開催する。

(エ)-1 (医学部)

「臨床教授制度」の活用などにより「臨床実習」を県立病院等でも行う。

(エ)-2 (看護学部)

学生の看護実践力を高めるための自己学習プログラムを実施する。

(エ)-3 卒業後に地域保健・医療に貢献できる医療人を育成する。

- a 「臨床教授制度」を活用し、県立病院等で参加型実習を経験させ、地域との関わりを深めさせる。(医学部)
- b 臨地実習施設との連携を深め、実習体制の充実を図る。(看護学部)

(エ)-4

- a 臨地実習を通じて、対個人のかかわりに止まらず、県民が抱える健康問題や医療問題へと関心がひろがるように指導する。
- b 「卒後進路相談窓口」により、学生に対する卒後の進路、研修に関する説明会等を継続する。(看護学部)

(オ)

国家試験の出題傾向を分析し、周知する。

イ 大学院課程の教育の成果に関する目標を達成するための具体的方策

(ア)-3

先端的な研究法と知識の獲得を可能とする教育を行う。

(ア)-4

- a-1 教員にup-to-dateな知識・技術の習得が可能とする教育を行う。
(医学研究科)
- a-2 「看護教育学」、「看護継続教育論」を統合した科目「看護教育学」設定し、教育を開始する。(看護学研究科)
- b 「ティーチングアシスタント制度(大学院生が学部教育の補助を行う制度)」を積極的に活用する。

(イ) (医学研究科)

大学間交流協定の締結を推進する。

(ウ)-1(医学研究科)

後期研修医に対し、大学院の教育効果、課程履修の利点について情報を提供し、理解を深めさせる。

(ウ)-2(医学研究科)

県立病院等との連携による特別講義等の充実を図る。

(エ)-1(医学研究科)

ホームページを介して大学院の授業概要、長期履修制度などの情報提供を積極的に行う。

(エ)-2(医学研究科)

大学院医学研究科修士課程におけるカリキュラムの検証体制の検討を行う。

(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

ア 入学者受入方針及び入試制度に関する具体的方策

(ア) 学士課程

a

アドミッションポリシー(入学者受入方針)の内容について、ホームページ等を活用することにより公表するとともに検証する。(医学部)

b-1

- (a) オープンキャンパス(入学希望者を対象とした学内見学会、模擬授業など)の内容や周知方法の改善を図り、参加者数を増加させる。
- (b) 受験生が必要とする情報について、大学のホームページを充実する。
- (c) 様々な入試ガイダンスや大学説明会へ積極的に参加するとともに、高校訪問や進路指導担当教員との懇談会等を実施する。
- (d) 入学者選抜方法の検討を継続する。
- (e) 編入学選抜方法について改善案を作成する。(看護学部)
- (f) 一般選抜のほかに推薦入学など多様な選抜方法を継続採用し、整備を進める。

b-2

- (a) 卒業成績優秀者の入学時選抜試験の成績を分析する。
- (b) 入学者の入学後の成績・学生生活を追跡調査する。

(イ) 大学院課程

b-1

現在のホームページを評価しつつ、更なる充実を図るべく検討、更新を行う。

b-2

広報活動のあり方の改善案を作成する。

イ 入学定員に関する具体的方策

- (イ) 推薦入試の選抜方法の検討を継続する。(医学部)
- (ウ) 大学院医学研究科(博士課程・修士課程)への入学を推奨するため、募集、説明会及び入試方法についての改善策を検討する。

ウ 教育理念などに応じた教育課程を編成するための具体的方策

(ア) 学士課程

a-1 (医学部)

(b) 総合科学、生命科学・社会医学、臨床医学の統合型授業をより充実する方策について検討する。

a-4 (医学部)

「クリニカルクラークシップ(診療参加型臨床実習)」の充実に向けた方策について検討する。

b-1, b-2, b-3, b-4 (看護学部)

(a) カリキュラム改正に伴い、「ヒューマン・ケアリング(人間の存在を尊重し、相互の人間性を高め合うようにかかわること)」の考え方の理解を深めるよう見直しを図る。

(b) 本学部で育成する看護職者として習得して欲しい能力を検討し、その能力獲得を図るための教育方法の検討を継続する。

c

(a) カリキュラムの企画・立案・実施・評価等を一元的に行うための体制について検討する。(看護学部)

(b) 複数の分野の教員によるテーマ別授業を実施する。

(c) 人間教育、教養教育の充実を図る方策について検討する。

(d) 全国・世界の医学・看護学教育の動向を研究し、カリキュラムに活かす体制を検討する。

(イ) 大学院課程

a-1 (医学研究科)

(a) すべての分野の大学院生に開かれた「医科学研究入門」の履修が有効に行われているかについて検討を行う。

(b) 学会での発表を推奨し、評価する制度を作る。

a-2 (看護学研究科)

専門看護師育成の実習を担当できる施設を開拓し拡充する。

a-3 (看護学研究科)

看護専門職者を育成するための研究指導が行える教員の育成と確保を行う。

b (医学研究科)

英語による発表、英語による論文作成を助ける講義や講習会を行う。

エ 教育方法に関する具体的方策

(ア) 学士課程

a-2

業績に応じた表彰を実施する。(看護学部)

c-1

定期的なFD (faculty development: 教員能力開発) を実施 (年1回以上) する。

c-2 (再掲)

- (a) 生命の尊厳や人権について深く理解する能力を育成するため、「生命倫理」、「心理学」、「医学概論」、「看護学の基本」、「医療と法」などの教育を実施する。
- (b) 慰霊祭など人権に関する行事への参加を促すとともに人権問題、公害問題などについての学習を充実する。

c-3 (再掲)

- (a) 「医・看護の倫理」、「医師・看護師の使命」に関する講義を行う。
- (b) 「早期ポリクリ」、「医学セミナー」、「臨地実習」を実施する。

(イ) 大学院課程

a

- (a) 成績評価、学生による授業評価、学生の生活状況などを総合的に分析して、教育方法の検証を行う。(医学研究科)
- (b) 平成19年度に実施した学生による授業評価を見直し実施対象科目の拡大を検討する。併せて成績評価についても検討する。(看護学研究科)

b

研究発表会を開催し、研究の進捗状況を把握するとともに、多方面から研究に関する助言が得られるような体制を確立する。

c (再掲)

「ティーチングアシスタント制度」を積極的に活用する。

d

優れた研究に対し、表彰を行う。(看護学研究科)

オ 適切な成績評価などの実施に関する具体的方策

(ア) 学士課程

a

明示した成績評価のあり方が適切であったか検証する。(看護学部)

b

シラバスへの記載だけでなく、学生の予習、自習を促す授業展開を工夫する。
(看護学部)

(イ) 大学院課程

a-1(医学研究科)

評価方法を検討する。

a-2(看護学研究科)

平成19年度の「看護課題研究」の評価方法を検証、検討する。

b

学位論文審査の方法について検討を加える。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

ア 弾力的な教職員の配置等に関する具体的方策

(ア), (イ), (ウ)

学長(理事長)の裁量により弾力的、機動的に配置できる教職員定数枠及びその運用手続き等を整備する。

(エ)

- a 「ティーチング・アシスタント」を必要とする科目と人数について調査し、「ティーチング・アシスタント」の適正な配置を行う。
- b 学外の医療機関などにおける臨床実習での指導者を「臨床教授」等に任命し、指導体制を強化する。

イ 効果的な学習に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・設備の具体的方策

(ア)

- a 「学術情報センター」において、「情報セキュリティポリシー」の策定をはじめ、組織及び制度面の整備に重点的に取り組む。
- b 情報発信体制の整備及び地域に対する効果的な情報提供について具体的手法の検討を行う。

(イ)

- a 電子情報サービスの提供窓口としてのホームページの充実を図るとともに、情報資源の多様化・高度化に対応したきめ細かなサービスを実施する。
- b 電子ジャーナル・データベースがより有効に利活用されるよう、利用者に対するサポートの充実を図る。

(ウ)

整備計画に基づき、「スキル・ラボラトリー」の整備を実施する。

ウ 教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策

- (ア) 教員による教育活動などの自己評価を行う。
- (イ) 学生による授業評価の結果の有効活用について検討する。

エ 教育の質の向上に結びつけるための評価結果の活用に関する具体的方策

FDを年1回以上開催し、その内容を充実する。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

ア 学習相談、助言、支援の組織的対応に関する具体的方策

- (ア) 学生相談室で得た情報を分析し、相談体制を充実する。
- (イ) 各学年ごとにガイダンスを実施する。
- (ウ) 相談、質問などのための「オフィスアワー(特定の時間帯)」の設定を実施する。
(医学部)
- (エ) 学生が気軽に相談や質問など出来るよう、オリエンテーションや教員のスケジュールの提示などによって教員の受入れ体制を強化する。(看護学部)

イ 学生の生活支援に関する具体的方策

(ア)-2

卒業後、県内の医療機関に就職する学生に貸与される奨学金制度を学生に周知し、積極的に活用する。

(イ)-1

学生の課外活動における施設の有効な利用方法について検討する。

(ウ)-1

多彩な背景を持つ学生のために、それぞれに応じた個別的な学生支援を行う。

(ウ)-2

- a 留学生に対しての修学支援体制を検討する。(医学研究科)
- b 留学生受け入れ体制を整備する。(看護学研究科)

(ウ)-3

- a 留学生の経済的負担を軽減させるための具体的な方策に関して検討する。
(医学研究科)
- b 留学生の受け入れ体制を整備する。(看護学研究科) (再掲)

ウ 学生の就職支援に関する具体的方策

- a 就職相談の推進と求人情報の提供を促進する。(看護学部)
- b 修士課程大学院生の就職活動を支援するため、求人情報を提供する。(医学研究科)

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

ア 目指すべき研究水準に関する具体的方策

(ア), (イ)

- a 研究者個人やグループの自由な発想に基づく独創性の高い研究課題については、それらを支援する体制の充実を図る。
- b プロジェクト研究成果を公表するとともに、評価については、引き続き検討する。
- c 大学内外の研究者、保健・医療・福祉関連の従事者及び行政担当者が、情報を交換する機会を増やすための支援策の検討を行う。
- d 助手以上の教員は競争的研究資金の獲得を目指す申請を年一件以上行う。
- e 学内の研究の動向について把握し、学外への積極的な情報発信を行う。

(ウ) 大学として重点的に取り組む領域

- (a) 講座や学系、学部の枠を越えて行われる共同研究を支援していく。
- (b) 今後の共同研究の可能性を模索する機会としてプロジェクト研究などの成果を発表する。
- (c) 関連する講座が協力して行う地域の保健・医療・福祉への支援を行う。
- (d) 高度で先進的な医療の推進を目指す研究を支援していく。
- (e) 看護の質の向上を目指して、研究活動の活性化を支援していく。
- (f) 「トランスレーショナル・リサーチ・センター(大学の基礎的研究成果を附属病院において臨床応用するための体制)の整備、活動の充実に努める。

イ 研究成果の社会への還元に関する具体的な方策

(ア)

大学ホームページに知的財産に関する情報を公開する。

(イ)

すでに公開されている研究者データベースの内容を充実し、更新を行う。

(ウ)

公開講座、研究会、講演会等の開催や広報活動を積極的に行う。

(エ)

他大学や試験研究機関と先端的学術情報を共有し、共同研究や共同事業を実施していく。

(オ)

地方公共団体や民間企業等の地域との研究連携を推進する。

(カ)

「大学附属病院」と連携し高度で先進的な医療を推進する。

ウ 研究の水準及び研究成果の検証に関する具体的方策

(ア)

研究者データベースシステムの充実を図り、研究内容及び研究業績の公開を行う。

(イ)

各研究者の研究活動の自己評価・点検の試行を行う。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

ア 適切な研究者等の配置に関する具体的方策

(ア) 外部資金を活用した任期付きの研究者の雇用を図る。

(イ) 学長が学内から研究計画を公募して経費助成を行うプロジェクト研究を、継続して実施する。

イ 研究環境の整備に関する具体的方策

(ア)-1・2

a 競争的研究資金(科学研究費補助金等)の獲得に努める。

b 優れた研究を行っている教員に対する研究資金の追加配分や顕彰について検討する。

(ア)-3

各共同利用研究施設間の連携を図り、設備や備品の充実を図るとともに、効果的な利用方法について検討する。

(イ)-1

共同利用機器データベースの充実を図る。

(イ)-2

学内の知的財産の現状を把握するとともに、知的財産に関するホームページを作成する。

ウ 研究活動の評価に関する具体的方策

(ア)-1, (ア)-2, (イ), (ウ)

a 各研究者の研究活動の自己評価・点検の試行を行う。(再掲)

b 大学のホームページに産学連携に関するページを更新し充実する。

エ 研究の質の向上に結びつけるための評価結果の活用に関する具体的方策

(ア)(再掲)

各研究者の研究活動の自己評価・点検の試行を行う。(再掲)

(イ)(再掲)

優れた研究を行っている教員に対する研究資金の追加配分や顕彰について検討する。(再掲)

3 地域貢献に関する目標を達成するための措置

(1) 教育研究における地域社会や県政との連携・協力に関する具体的方策

ア-1

「地域住民参加型実習」として、地域への家庭訪問等を行う。

ア-2

地域の医療施設等との連携・協力により、臨床実習や臨床研修を行う。

イ

(ア) 県等の各種審議会等への兼業件数を前年度比5%以上増加させる。
(イ) 県の会議に積極的に参加するとともに、課題に即して県との会議を開催し、その対応等について検討する。

ウ-1

他大学や試験研究機関と先端的学術情報を共有し、共同研究や共同事業の推進に努める。

ウ-2

遠隔講義を年1回以上、実施する。

ウ-3

単位互換制度を推進するための広報を行う。

(2) 地域医療の支援に関する具体的方策

ア

a 地域医療機関の医師確保の支援依頼に対し、「医師確保支援システム」に基づき、適正かつ公正な対応を図る。
b 県の医師派遣事業により、県内の公的病院へ本学の教員を派遣し、地域医療の充実を図る。

イ-1

「へき地医療対策アクションプログラム」の進行管理を行うとともに、「へき地医療支援システム」を活用し県内の医師確保を支援する。

イ-2

学部教育において、県内の拠点となる病院での実習を充実する。

ウ-1

医師派遣を通じて人材交流を行うとともに、大学病院と地域の拠点となる病院等との連携を推進する。

ウ-2

リカレント(回帰型)教育に対応した「長期履修制度」、「聴講生制度」等についての広報に努める。

(3) 地域保健の支援に関する具体的方策

ア

(ア) 地域の医師・看護師等を対象とする研修会・講演会・学会・公開講座等を開催を支援する。
(イ) 県の医師確保事業により、地域医療や政策医療に寄与していると認められる民間病院等に対して、本学の教員による医療協力を行う。

イ

大学の人材や研究成果のデータベース化を推進する。

(4) 産学官連携の推進に関する具体的方策

ア-1

県内の企業・研究機関等との連携を深めた研究の実施状況を把握し、技術の開発における課題を明らかにする。

ア-2

大学の人材や研究成果のデータベース化を推進し、共同研究や共同事業の可能性を検討する。

イ-1

知的財産管理活用オフィスを活用し、企業等とのコーディネート機能や技術移転の強化策について検討する。

イ-2

大学との連携を考えている企業との人材交流を検討する。

(5) 地域貢献の評価に関する具体的方策

医師や看護師等の医療人の育成及び地域への高度な医療の提供、地域医療への支援などによる地域への貢献を、法人の使命のひとつとして推進していく。

4 国際交流に関する目標を達成するための措置

(1) 留学生交流、その他諸外国の大学・研究機関等との教育研究上の交流に関する具体的方策

ア

(ア) 国際交流指針に基づき、今後の国際交流の展開を検討していく。
(イ) これまでの実績を踏まえて、中国武漢大学との国際交流のあり方を検討する。

イ

(ア) 学内の海外渡航助成制度や学外の海外派遣制度を積極的に活用するとともに、教職員の在外研究支援を検討する。
(イ) 学生の海外留学を支援する体制を整備する。

ウ

諸外国からの研究者や国際交流の支援等を行うため、外国語でコミュニケーションができる国際交流担当職員の配置を検討する。

エ

県及び他の公共団体、国際協力機構等からの保健・医療支援などの教職員の派遣要請及び研修員・留学生の受入れ要請への対応など国際協力活動には、積極的に貢献する。

5 大学附属病院に関する目標を達成するための措置

(1)-1 良質な医療人の育成に関する具体的方策

ア

(イ) 専門看護師・認定看護師の専門的知識を生かした活用を図る。

イ

(ア) 医学部定員増に対応した教育を実施するほか、卒前から卒後の臨床研修等の一貫した実施を支援する医療人育成・支援センターを設置し、その整備充実を図る。

(イ) 医療人育成・支援センターを設置し、その臨床教育研修部門への研修担当教員の配置し、卒後臨床研修及び後期研修プログラムの充実を図る等、研修体制の整備を推進する。

(ウ) ホームステイ型研修を実施し、地域医療に貢献できる医師の確保を推進する。

(エ) 医療人育成・支援センターと卒後及び後期研修管理委員会が連携し、優秀な人材確保のために説明会等を実施する。

エ

大学全体との調整を図りつつ、専門医療従事者のキャリア・ラダー(キャリア開発のための段階)を踏まえた評価システムとインセンティブのあり方について検討する。

(1)-2 高度で先進的な医療の研究・開発とEBM(evidence-based medicine: 根拠に基づく医療)の推進に関する具体的方策

ア

先進医療審議委員会等において、新たな診断、治療、医療技術等の開発を推進するとともに、開発に要する資金援助等のあり方について検討する。

イ

治験ネットワークの充実を図る。

ウ

(ア) 産学官連携による協同事業の可能性について検討する。

(イ) EBMの推進など臨床データの有効活用を図るため、総合医療情報システムの機能向上について検討する。

エ

(再掲)

トランスレーショナルリサーチセンターの整備、活動の充実に努める。

オ

県民ニーズの適正な把握に基づき、政策医療を担う病院としての位置づけを明確にする。

カ

看護研究の成果を実践に応用・活用するための組織の設置について検討する。

(2) 高度で先進的な良質な医療の提供に関する具体的方策

ア

- (ア) 三次救急医療機関として、特に広範囲熱傷、指肢切断、急性中毒等の特殊疾病患者をに対する救命医療を行う高度救命救急センターの指定を目指す。
- (イ) ドクターヘリの円滑な運航を推進するため、関係機関との連携を図る。
- (ウ) 救急医療に取り組む組織体制を病院全体で検討する。

イ

- (ア) 病棟部門の臓器別再編及び患者サービスの向上等を踏まえ、外来部門における診療体制の整備について検討する。
- (イ) 都道府県がん診療連携拠点病院として、地域におけるがん診療連携の円滑な実施を図るとともに、質の高いがん医療の提供を図る。

ウ

診療科、職種を越えた横断的な合同カンファランス(症例検討会)の開催について検討する。

エ

- (ア) 従来の院内防災訓練に加え、病院全体によるトリアージ訓練(災害などで多数のけが人が発生した場合、患者のけがの程度で治療の優先順位を決める訓練)を実施する。
- (イ) 円滑な災害医療体制について検討する。
- (ウ) 水、食糧品、医薬品等の適切な備蓄体制を整備する。

(3) 患者の安全管理と患者サービスの向上に関する具体的方策

ア

- (ア) 患者・家族などから寄せられる意見や退院時の患者アンケート調査などを常時集計・分析し、その対策方法について検討する。また、患者のニーズを把握するため定期的に患者満足度調査を実施する。
- (イ) 患者相談窓口の充実を図る。
- (ウ) 安全管理部の機能強化を図る。
- (エ) 病院機能評価の評価項目に基づき、随時、自己点検・自己評価し、認定更新に向けた院内運営の進行管理を行う。

イ

女性専門外来の充実を図り、県民が必要としている性差医療分野について調査する。

ウ

- (ア) 外来患者アンケート、入院待機患者調査を引き続き実施するとともに、待ち時間短縮のための具体的方策を検討し、適宜、実施する。
- (イ) ベッドコントロール(病床管理)の体制を整備する。
- (ウ) 手術室の効率的な使用について検討する。
- (エ) クリニカルパス(標準的な治療計画の日程表)の新規数と適用症例数の増加を図る。

エ

患者や家族のアメニティー(快適さ)を考慮した病棟や病院内の諸設備のあり方について検討する。

オ

- (ア) 医療安全教育プログラムの充実を図るための教育システムについて検討を行う。
- (イ) 安全管理研修会の充実を図り、職員の積極的な参加を推進する。
- (ウ) 各部門の医療安全教育の実態を把握するとともに、適宜安全管理研修を行う。
- (エ) 医療安全教育システムの電子媒体上への導入を検討する。

カ

- (ア) 新SPD(Supply Processing & Distribution: 物流管理)を活用し、院内の無在庫化を目指す。
- (イ) MRI(magnetic resonance imaging:磁気共鳴断層撮影装置)などの高額医療機器については、費用対効果を含めた現状分析と効率的な運用方法について検討する。
- (ウ) 病院全体の診療方針に沿った備品整備計画を策定する。

キ

- (ア) 感染制御部(仮称)の機能強化を図る。
- (イ) 感染管理認定看護師資格取得者を育成する。
- (ウ) 実施中のインターネットによる感染管理教育の内容について、見直しを行う。

ク

- (ア) 効果的な診療実績の公表のあり方について検討し、積極的に実績を広報する。
- (イ) インフォームド・コンセント(患者に対する説明と同意)の充実のため、クリニカルパスの承認件数、適用症例数の増加を図る。
- (ウ) 患者のプライバシー保護、診療実績の広報、医療の質の評価、及びクリニカルパスの拡充等を重視する観点から、総合医療情報システムの機能向上について検討する。

(4) 地域との連携に関する具体的方策

ア

- (ア) 病病・病診連携システムの充実を図るため、事前診療の予約、紹介患者の受入れ・逆紹介及び診療情報の提供を拡充する。
- (イ) 他の医療機関等に対する広報を積極的に展開するため、連携事業案内パンフレットやホームページの更新により広報内容を拡充する。
- (ウ) より適切な医療連携を促進するため、紹介患者・医療機関等情報のデータベースの整備や関連統計の作成・分析を行う。
- (エ) 地域医療機関との機能分担による医療提供体制の整備のための調査・検討を行う。

イ

セキュリティーの高い医療情報の共有化システムの開発について検討する。

ウ

- (ア) 各診療科が協力し合い、地域医療機関との連携体制を拡充する。
- (イ) 地域の医師の基本的な診察能力向上のため、スキルアップ研修会を実施する。

(5) 安定的かつ効率的な病院経営に関する具体的方策

ア

- (ア) 「基本理念」、「看護部の理念」、「患者さんの権利と責務」を外来・病棟に掲示するとともに、入院案内等に「基本理念」を掲載し周知に努める。
専門看護師については、看護学部との交流により病院兼務となり、病院内で実践・相談・調整・倫理調整・教育・研究の活動を行う。
- (イ) 診療支援部を設置するとともに、現在の中央部門を中央診療施設と改称し、組織の見直し・整理を行い、各部門の連携強化を図る。
- (ウ) 病院機能評価の認定更新に向け、より一層の病院運営の改善や医療の質の向上を目指す。
- (エ) 病院経営に関する情報をわかりやすく職員に提供する。
- (オ) 経営改善に向けた職員のモチベーションの高揚を図るため、職員に対して経営状況等を説明する。
- (カ) 引き続き職員提案制度を実施し、医療の質の向上と職員の満足度も踏まえた経営を推進する。
- (キ) 外部専門家による総合医療情報システムの評価を行ない、他のシステムとの連携を考慮しながら、総合医療情報システムの大規模改修について検討する。
- (ク) 定期的に棚卸しを実施し、医薬品、診療材料の適正な在庫管理を行う。
- (ケ) 年度計画等の内容が確実に取り込まれるよう、定期的に年度計画等実施項目の進行管理を行う。

イ

原価計算システムの精度の向上を図るとともに、外部専門家を有効に活用して経営分析手法の充実を図る。

ウ

特定機能病院の機能充実のために組織・人員等の検討を行う。

エ

外部委託の有効活用について具体的な検討を行う。

第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

(1) 効果的な組織運営に関する具体的方策

ア

課題事項の所管を決定し迅速に処理できるよう、理事長(学長)のリーダーシップを支援する直属の補佐体制を整備する。

オ

審議事項を精選することにより、委員会の整理・削減を検討する。

カ

大学部門、病院部門の組織内連携を強化するため、部門ごとに、理事を中心とした責任者による会議を定期的に行なう。

ク

監査室と監事、監査法人が連携し、より有効な監査の実施のために、監査実施体制や監査方法について協議、検討する。

(2) 全学的視点からの戦略的な学内資源配分に関する具体的方策

ア

教育研究経費の適切な配分方法を検討する。

イ-1

- (ア) 学内資源の実態について把握し、適切な再配分を検討する。
- (ウ) 獲得した外部資金の配分方法について検討する。

イ-2

若手育成や先端的研究の促進等を目的として、学内公募により研究費助成を行うプロジェクト研究事業を実施する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

(1) 教育研究組織の編成・見直しのシステムに関する具体的方策

ア-1

将来の方向性と業績を加味して、教育研究組織の見直しを行う。

ア-2

組織の評価のあり方を随時見直していく。

ア-3

- a 教育研究評価結果を組織のあり方や人員配置の検討に反映させるシステムを構築する。
- b 社会的要請の変化等に対応して、講座、附属病院診療科等の再編を行う。

イ-1 (再掲)

将来の方向性と業績を加味して、教育研究組織の見直しを行う。

イ-2 (再掲)

組織の評価のあり方を随時見直していく。

イ-3 (再掲)

- a 教育研究評価結果を組織のあり方や人員配置の検討に反映させるシステムを構築する。
- b 社会的要請の変化等に対応して、講座、附属病院診療科等の再編を行う。

3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

(1) 人材の確保に関する具体的方策

ア 柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策

(ア)

多様な業務需要や社会的要請に応えられるよう、学内の人的資源の活用方法について検討する。

(イ)

- a 併任、特任制度について検討する。
- b 対等な立場を前提に、期間を限った他の機関との人材交流制度を検討する。

イ 任期制・公募制の導入など教員の流動性向上に関する具体的方策

(ア)

公平性と透明性を備えた人事制度を整備するため、現行の公募制や学内審査等の選考方法を再検討する。

(イ)

任期制のメリット、デメリットを整理し、本学の教育、研究、診療、社会貢献のためにふさわしい任用制度を検討する。

ウ 外国人・女性等の教職員採用及び登用の促進に関する具体的方策

(ア)

- a 外国人、女性等の役職への登用数の増加を図る。
- b 障がい者の法定雇用率を達成するため、計画的に雇用を進める。

(イ)

- a 育児・介護休業を取得しやすい体制を整備する。
- b 病後時保育を支援するとともに、24時間保育の実施日の拡大など保育施設の内容を充実する。
- c 男女共同参画意識の啓発を図る。

エ 職員の採用・養成・人事交流に関する具体的方策

(ア)

法人職員として必要かつ適切な研修計画を策定し、実施する。

(イ)

学外との人事交流について、そのあり方を検討する。

(ウ)

事務部門を含め、職種等を検討しながら、専門職員の採用を推進する。

オ 中長期的な観点に立った適切な人員(人件費)管理に関する具体的方策

効率的な人員配置を行うため中長期的な基本的な方針を策定する。

(2) 非公務員型を生かした柔軟かつ多様な人事システムの構築に関する具体的方策

ア

(ア) 教員評価を行う組織として、「教員評価委員会」を設置する。

(イ) 職員を対象とした適切な評価システムを構築するため、現行の勤務評定制度的について点検する。

イ

(ア) 評価結果を学内の研究費、海外出張旅費の配分などに反映させる積極的なシステムを検討する。

(イ) 評価結果を任用、給与に反映することについて検討する。

(ウ) 人事評価システムを活かした「サバティカル制度(教員が一定期間、大学を休んで、研究等に専念できる制度)」の導入について検討する。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

(1) 事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策

ア-1

事務組織の再編を行い、その効果を検証する。

ア-2 (再掲)

大学部門、病院部門の組織内連携を強化するため、部門ごとに、理事を中心とした責任者による会議を定期的に行う。

ア-3

「企画室」の下に、役員や関係部署の調整を図りながら業務にあたるプロジェクトチームを必要に応じて設置する。

イ

法人職員として必要かつ適切な研修計画を策定し、実施する。(再掲)

(2) 事務等の効率化に関する具体的方策

ア-1

業務のスリム化・機動化を推進するため、事務分掌の重複などの洗い出し作業を行う。

ア-2

学内ネットワークを活用することにより電子化が可能な手続きを調査する。

ア-3

専門職員の配置方法について、研修による育成、委託、嘱託等も含め検討する。

ア-4

大学の共同業務処理に関する状況や意向を調査し、連携の可能性を検討する。

イ

大学の機能強化を前提に、外部委託や嘱託員化が可能な業務を検討する。

第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

(1) 科学研究費補助金、受託研究、奨学寄付金等外部資金増加に関する具体的方策

ア

プログラムごとのプロジェクトチームを必要に応じて設置し、全学的な体制により外部資金の獲得に努める。

イ

- (ア) 科学研究費補助金、奨学寄付金、委託研究費及び共同研究など外部資金の増加を図るための方策を検討する。
- (イ) 科学研究費補助金等の申請・獲得状況を点検し、申請の促進を図る。
- (ウ) 若手研究者の研究助成金獲得増を図るための方策を検討する。

ウ

- (ア) 民間企業等へ学内共同利用施設の設備・機器等を開放することの是非について検討する。
- (エ) 大学所属の研究者の研究課題や内容等について、学外に向けた広報活動を強化する。

(2) その他の自己収入の増加に関する具体的方策

イ

- 収入を適正確実に確保するため、以下のとおり実施する。
- (ア) 適正な病床利用率及び平均在院日数を確保する。
 - (イ) 地域の病院、診療所及び保健・福祉施設等との機能の分担と連携を促進し、紹介率の向上を図る。
 - (ウ) 保険診療のルールを徹底するとともに、査定減対策を引き続き行う。また、DPCの効率的な運用に努める。
 - (エ) 未収金圧縮のため限度額認定証の申請など各種制度のPRと適切な手続きの勧奨に努める。また、未納者に対するきめ細やかな対応のための徴収嘱託員の雇用の予算確保、休日夜間の医療費収納ができる体制整備のための予算確保に努める。

ウ

「知的財産管理活用オフィス」の積極的運営を行う。

2 経費の節減に関する目標を達成するための措置

(1) 経費の節減に関する具体的方策

ア

- (ア) 事務組織の再編・事務等の効率化により、管理的経費の節減に努める。
- (イ) 職務内容を見直し、人件費の有効活用を推進する。

イ

- (ア) ネットワークシステムを活用したペーパーレス化を推進し経費の削減を図る。
- (イ) 各種広報誌等のウェブ化等により、経費の削減を図る。
- (ウ) 事務手続きの電子化等により経費の削減を図る。

ウ

- (ア) 契約方法等を見直しを行う。
- (イ) 附属病院においては、下記の方策により経費抑制を図る。
 - a 医薬品購入費の縮減のため、後発医薬品導入の促進を図るとともに、購入手法の見直しを行う。
 - c 診療科等で共通に使用する医療機器の中央管理化を推進するとともに、効率的な保守、整備を図るため、機器の統合、標準化を行う。

エ

- (ア) 省エネルギーを総合的に推進する。
- (イ) 医科大学施設管理マニュアルを踏まえ、施設設備の省エネルギー対策を推進する。

オ

業務の外部委託等について調査を行い、積極的に推進する。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

(1) 資産の効率的・効果的運用を図るための具体的方策

ア

- (ア) 施設・設備の有効活用と効率的な運用管理に努める。
- (イ) 研究用共同利用施設・機器の効率的な運用について検討する。
- (ウ) 民間企業等による施設・設備・機器等の利用など資産の有効活用について検討する。
- (エ) 施設の利用状況の確認や利用申込みが簡便にできるシステムを検討する。

イ

関係法令に基づき、施設設備の防災項目に関して検討した結果を踏まえ、施設、設備の整備に努める。

第4 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する
目標を達成するためにとるべき措置

1 自己点検・評価の実施に関する具体的方策

(1) 自己点検・評価の実施に及び改善に関する具体的方策

ア

大学として自己点検・評価の実施のための体制づくりを行う。

イ

教員評価を行う組織として、「教員評価委員会」を設置する。(再掲)

ウ

教員の自己点検・自己評価を行う。

エ

学生による評価をすべての科目に関して実施する。

(2)

評価基準の検討を行う。

2 第三者評価の実施に関する具体的方策

(1)

認証評価機関から情報を収集する。

(2)

評価結果の公表方法を検討する。

3 評価結果の活用に関する具体的方策

(1)

法人評価、認証評価、教員評価など評価関係の業務を行う「評価室」の活動を充実させる。

(2)-1

教育に関する研修会を開催する(ファカルティ・ディベロップメントの実施)。

(2)-2

教員の表彰制度の評価基準について検討する。

(3)

年度計画における自己点検・自己評価及び法人評価結果について公表する。

第5 教育及び研究並びに組織及び運営の状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 大学情報の積極的な公開・提供及び広報に関する具体的方策

(1)

ア 法令に基づき公表義務のある財務諸表等の事項に関しては、ホームページを活用するなど適切に公表する。
イ 各講座、領域等における活動状況をホームページに掲載する。
ウ 附属病院の診療に関する情報をホームページ等で提供する。

(2)-1

ア ホームページ上で公開している研究者データベースの充実を図る。
イ 教育・研究成果については、種々の媒体を通して積極的に公表する。

(2)-2

ア ホームページの掲載内容を充実する。
イ 「学報」を定期的に発行するとともに、ホームページ上で公開する。
ウ 県民や地域の医療人に開かれた大学とするために、公開講座や講演会を開催する。
エ 高校生にキャンパスを直接体験してもらうため、オープンキャンパスを開催する。
オ 大学全体を紹介するパンフレットを発行する。

(2)-3

大学の広報担当教職員を選任し、積極的な広報活動を展開する。

第6 その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

(1) 施設等の整備に関する具体的方策

- ア 施設等の整備は、「ふくしま公共施設ユニバーサルデザイン指針(県内の公共性の高い施設についてユニバーサルデザインの考え方で設計等を行うための手引き)」や自然環境、人に優しい施設整備に配慮する。
- ウ 病院アメニティー等の整備に努める。
- エ 先端的・独創的教育研究が可能な施設等の整備に努める。

(2) 施設等の有効活用及び維持管理に関する具体的方策

ア

施設の利用状況等について把握し、適切な維持管理と予防保全に努める。

イ

教育研究及び診療等に必要な施設の整備拡充に努める。

2 健康管理・安全管理に関する目標を達成するための措置

(1)-1 労働安全衛生法等を踏まえた健康管理・安全管理・事故防止に関する具体的方策

ア

- (ア) 有害作業の有無、作業主任者の選任状況等を一元的に管理し、労働安全衛生体制を整備する。
- (イ) 教職員の健康管理上適切な場所に大学健康管理センターの整備を検討するとともに、所要の職員体制を整備する。

イ

大学健康管理センターと関連部門が連携して、定期的な「安全及び衛生教育プログラム」を確立し、実施する。

(1)-2 学生の健康管理・安全確保等に関する具体的方策

ア

学生全体の健康管理上適切な場所に大学健康管理センターの整備を検討するとともに、所要の職員体制を整備する。

イ

- (ア) 学生の年次進行に即した健康リスクに対しての知識と対処法について安全及び衛生教育を行う。
- (イ) 入学時に、感染予防のための各種抗体検査、ワクチン予防接種を行う。

(2) 災害時の対応に関する具体的方策

ア

- (ア) 厚生労働省が主催する災害医療に関する研修会や、国・地方自治体が主催する総合防災訓練に参加する。
- (イ) 他医療機関の医師等も対象とするACLS研修(二次救命措置研修)を開催する。

イ

福島県地域防災計画(原子力災害対策編)に基づく緊急被ばく医療に必要な研修・訓練等に参加する。

第7 その他の記載事項

1 予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画

別紙参照

2 短期借入金の限度額

① 短期借入金の限度額

20億円

② 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れるため。

3 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

該当なし

4 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育・研究及び診療の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

5 県の規則で定める業務運営事項

① 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額(百万円)	財	源
	総額 412		
学内施設等一般整備工事 病院施設整備一般修繕工事		運営交付金 長期借入金	217 195

② 人事に関する計画

- 1) 柔軟で多様な人事制度を構築する。
- 2) 柔軟で多様な人事評価システムを構築する
- 3) 教員の流動性を向上させる。
- 4) 外国人・女性等の教職員採用及び登用を促進する。
- 5) 職員の採用・養成及び人事交流の改善を図る。
- 6) 中長期的な観点に立った適切な人員管理に努める。

③ 積立金の使途

なし

(別紙)

予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画

公立大学法人福島県立医科大学

1 予算

平成20年度 予算

(単位:百万円)

区 分	金 額
収 入	
運営費交付金	7,827
補助金	352
自己収入	16,056
授業料及び入学金、検定料収入	688
附属病院収入	15,221
財産収入	37
雑収入	110
受託研究等収入及び寄附金収入等	823
長期借入金収入	1,529
目的積立額取崩	252
計	26,839
支 出	
業 務 費	25,493
教育研究経費	3,967
診療経費	18,739
一般管理費	2,787
施設整備費	412
受託研究等経費及び寄附金事業費等	823
長期借入金償還金	111
計	26,839

2 収支計画

平成20年度 収支計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	
經常経費	25,595
業務費	23,499
教育研究経費	523
診療経費	8,553
受託研究費等	774
人件費	13,649
一般管理費	1,165
財務費用	111
雑損	0
減価償却費	820
臨時損失	11
計	25,606
収入の部	
經常利益	25,334
運営費交付金	7,523
補助金	351
授業料収益	573
入学金収益	101
検定料収益	18
附属病院収益	15,221
受託研究等収益	334
寄付金収益	438
財務収益	0
雑益	174
資産見返運営費交付金等戻入	44
資産見返寄附金戻入	27
資産見返物品受贈額戻入	530
臨時利益	0
計	25,334
純利益	-272
目的積立金取崩額	67
総利益	-205

3 資金計画

平成20年度 資金計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	
業務活動による支出	24,983
投資活動による支出	1,493
財務活動による支出	111
次期中期目標期間への繰越金	0
計	26,587
資金収入	
業務活動による収入	25,058
運営費交付金による収入	7,827
補助金による収入	351
授業料及び入学金、検定料による収入	688
附属病院収入	15,221
受託研究等収入	361
寄付金収入	462
その他の収入	148
投資活動による収入	0
施設費による収入	0
その他の収入	0
財務活動による収入	1,529
長期借入金による収入	1,529
前期中期目標期間からの繰越金	0
計	26,587

別表

収容定員

学部、研究科名	学部の学科、研究科の専攻等及び収容定員(人)
医学部	医学科 495人
看護学部	看護学科 340人
医学研究科 (博士課程)	158人 148人
(修士課程)	地域医療・加齢医科学専攻 機能制御医科学専攻 神経医科学専攻 分子病態医科学専攻 10人
看護学研究科 (修士課程)	医科学専攻 30人 がん看護学領域 生態看護学領域 精神看護学領域 小児看護学領域 地域看護学領域

【参考資料】

年度計画における用語の説明

早期ポリクリ(Policlinic)	実際に患者を診察し、診断と治療方針を自ら考える実習
テュートリアル式	問題を少人数のグループで解決しながら学ぶ学習方式
ティーチングアシスタント制度	大学院生が学部教育の補助を行う制度
アドミッションポリシー	入学者受入方針
オープンキャンパス	入学希望者を対象とした学内見学会、模擬授業など
BSL (bed side learning)	臨床実習
クリニカルクラークシップ	診療参加型臨床実習
ヒューマン・ケアリング	人間の存在を尊重し、相互の人間性を高め合うようにかかわること
FD (faculty development)	教員能力開発
シラバス (syllabus)	授業内容の概要、学習案内
スキル・ラボラトリー	実践的臨床教育訓練室
オフィスアワー	特定の時間帯
トランスレーショナル・リサーチ・センター	大学の基礎的研究成果を附属病院において臨床応用するための体制
リカレント教育	回帰型教育
キャリア・ラダー	キャリア開発のための段階
EBM (evidence-based medicine)	根拠に基づく医療
カンファランス	症例検討会
トリアージ訓練	災害などで多数のけが人が発生した場合、患者のけがの程度で治療の優先順位を決める訓練
セカンド・オピニオン	別の医師の意見
ベッドコントロール	病床管理
クリニカルパス	標準的な治療計画の日程表
アメニティー	快適さ
MRI (magnetic resonance imaging)	磁気共鳴断層撮影装置
インフォームド・コンセント	患者に対する説明と同意
サバティカル制度	教員が一定期間、大学を休んで、研究等に専念できる制度
ACLS (advanced cardiac life support) 研修	二次救命措置研修
SPD (Supply Processing & Distribution)	物流管理。診療材料・医薬品など、主に日常的に購入する物品の購買・供給・搬送等を一元管理する。